

セ・シボンかしま ショートステイ 利用料金 (令和6年8月1日時点)

利用料金は、次の3種類の合計額となります。

- ① 基本料金(サービス利用料金、食費、居住費)
- ② 加算料金
- ③ その他料金(介護保険外料金)

① 基本料金(サービス料金・食費・居住費)

サービス利用料金は、所得により1割から3割の自己負担額となります。要介護・要支援認定を受けた人、または介護予防・日常生活支援総合事業における事業対象者となった方に「介護保険負担割合証」が発行されご確認ください。

1) サービス利用料金 (日額)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス 利用料金	5,290	6,560	7,040	7,720	8,470	9,180	9,870
1割の自己負担金	529	656	704	772	847	918	987
2割の自己負担金	1,058	1,312	1,408	1,544	1,694	1,836	1,974
3割の自己負担金	1,587	1,968	2,112	2,316	2,541	2,754	2,961

2 割負担となる方

65歳以上の方で、本人の合計所得金額が160万円以上220万円未満の方
(ただし、上記に該当する方でも、本人を含めた同一世帯の65歳以上の方(第1号被保険者)の前年の「年金収入+その他の合計所得金額」の合計が346万円(単身世帯の場合は280万円)を下回る場合は1割負担となります。)

3 割負担となる方

65歳以上の方で、本人の合計所得金額が220万円以上の方
(ただし、上記に該当する方でも、本人を含めた同一世帯の65歳以上の方(第1号被保険者)の前年の「年金収入+その他の合計所得金額」の合計が463万円(単身世帯の場合は340万円)を下回る場合は2割負担または1割負担となります。)

※利用者の負担額には、月額限度額(高額介護サービス費の仕組み)があるため、実際の負担は、負担割合が2割または3割になったすべての方が2倍または3倍になるわけではありません。

2) 居住費・食費

施設サービスの居住費・食費には、本人の所得や世帯の課税状況等によって利用者負担段階が設けられ、その段階により、居住費(滞在費)・食費の負担の限度が決められます。該当する場合は、介護保険負担限度額認定証が発行されます。

【食費・居住費の利用料金】

利用者負担段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
食費	300	600	① 1000 ② 1300	1,500
居住費	880	880	1,370	2,066

利用者負担段階	補足給付の主な対象者		預貯金額(夫婦の場合)
第1段階	・生活保護受給者		要件なし
	・老齢福祉年金受給者で本人及び世帯全体が市民税非課税		1,000万円(2,000円)以下
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税	年金収入額(※)+ 合計所得金額80万円以下	650万円(1,650円)以下
第3段階 ①		年金収入額(※)+ 合計所得金額80万円超~120万円以下	550万円(1,550円)以下
第3段階 ②		年金収入額(※)+ 合計所得金額120万円超	500万円(1,500円)以下

介護度	利用サービス 自己負担額		所得階層区分			
			第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
要支援1	給付費	1割	529			
		2割	1,058			
		3割	1,587			
	食費		300	600	① 1000 ② 1,300	1,500
	居住費		880	880	1,370	2,066
	合計	1割	1,709	2,009	① 2,899 ② 3,199	4,095
		2割	2,238	2,538	① 3,428 ② 3,728	4,624
3割		2,767	3,067	① 3,957 ② 4,257	5,153	
要支援2	給付費	1割	656			
		2割	1,312			
		3割	1,968			
	食費		300	600	① 1000 ② 1,300	1,500
	居住費		880	880	1,370	2,066
	合計	1割	1,836	2,136	① 3,026 ② 3,326	4,222
		2割	2,492	2,792	① 3,682 ② 3,982	4,878
3割		3,148	3,448	① 4,338 ② 4,638	5,534	

介護度	利用サービス 自己負担額		所得階層区分			
			第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
要介護1	給付費	1割	704			
		2割	1,408			
		3割	2,112			
	食費		300	600	① 1000 ② 1,300	1,500
	居住費		880	880	1,370	2,066
	合計	1割	1,884	2,184	① 3,074 ② 3,374	4,270
		2割	2,588	2,888	① 3,778 ② 4,078	4,974
3割		3,292	3,592	① 4,482 ② 4,782	5,678	
要介護2	給付費	1割	772			
		2割	1,544			
		3割	2,316			
	食費		300	600	① 1000 ② 1,300	1,500
	居住費		880	880	1,370	2,066
	合計	1割	1,952	2,252	① 3,142 ② 3,442	4,338
		2割	2,724	3,024	① 3,914 ② 4,214	5,110
3割		3,496	3,796	① 4,686 ② 4,986	5,882	
要介護3	給付費	1割	847			
		2割	1,694			
		3割	2,541			
	食費		300	600	① 1000 ② 1,300	1,500
	居住費		880	880	1,370	2,066
	合計	1割	2,027	2,327	① 3,217 ② 3,517	4,413
		2割	2,874	3,174	① 4,064 ② 4,364	5,260
3割		3,721	4,021	① 4,911 ② 5,211	6,107	
要介護4	給付費	1割	918			
		2割	1,836			
		3割	2,754			
	食費		300	600	① 1000 ② 1,300	1,500
	居住費		880	880	1,370	2,066
	合計	1割	2,098	2,398	① 3,288 ② 3,588	4,484
		2割	3,016	3,316	① 4,206 ② 4,506	5,402
3割		3,934	4,234	① 5,124 ② 5,424	6,320	
要介護5	給付費	1割	987			
		2割	1,974			
		3割	2,961			
	食費		300	600	① 1000 ② 1,300	1,500
	居住費		880	880	1,370	2,066
	合計	1割	2,167	2,467	① 3,357 ② 3,657	4,553
		2割	3,154	3,454	① 4,344 ② 4,644	5,540
3割		4,141	4,441	① 5,331 ② 5,631	6,527	

② 加算料金

一時的若しくは個別に算定される加算又は施設の体制整備によって加算される料金で、要件に該当した場合に加算されます。所得により 1 割から 3 割の自己負担額となります。

基本算定加算

項目	1割	2割	3割
看護体制加算Ⅰ(1日)	4	8	12
夜勤職員配置加算(1日)	18	36	54
機能訓練体制加算(1日)	30	60	90
サービス提供体制強化加算Ⅱ(1日)	18	36	54
介護職員等処遇改善加算	14%		

※その他、契約利用者の状況等により個別に加算される項目があります。

項目	1割	2割	3割
送迎加算(片道)	184	368	552
療養食加算(回)	8	16	24
看護体制加算Ⅱ(1日)	8	16	24
緊急短期入所受入加算	90	180	270

③ その他料金

その他日常生活上必要となる諸経費を個別にご負担いただきます。

契約者、家族の意向によってサービスを利用した場合にご負担いただくもの		
貴重品管理費	預貯金通帳、印鑑、年金証書等の管理するサービス	1日100円
複写物の交付	契約者にかかわる記録等を複写し交付するサービス	1枚10円(A4を標準)
移送(注1)	個別処遇の一環として、契約者、家族の要望により行う外出等の移送サービス	1kmあたり30円
買い物代行(注1)	契約者の希望に応じて特別な買い物をするサービス	1回 1,000円
理容サービス	理容師の出張による理容サービス	実費
クリーニング	特別な衣類のクリーニングを専門の業者に依頼した場合の費用	実費
クラブ活動	希望により参加していただくクラブ活動にかかる費用	材料費は実費
お好み食事(治療食ではない)	通常提供させていただく食事以外に特別に希望がある場合の提供(お酒や希望される副菜等)にかかる費用	実費
嗜好品費	通常提供させていただく食事以外にコーヒーや紅茶等の飲み物、おやつ等の嗜好品についてご用意する食材料費(胃ろうの方等経口摂取ができない方を除く)	1日150円
日常生活上必要となる諸費用	契約者の日常生活に要する費用でご負担いただくことが適当である物の費用(義歯洗浄剤、歯磨き粉、ティッシュ、口腔ケア用ガーゼ、経管栄養に必要なチューブ等の材料、保湿クリーム等)	実費
電話代	希望により電話を使用した場合の費用	実費
個人専用の家電の電気代等	電気使用料(コンセント使用量)	1日80円
	特別電気機器(電気毛布、電気カーペット、こたつ等の暖房機器及び加湿器、冷蔵庫等)	1日80円
	テレビ貸出料	1日50円
衛生管理	インフルエンザ予防接種等	実費
無料でご提供させていただく主なもの		
日用品	トイレトーパー、石鹸、シャンプー、汚物処理用ゴミ袋等(これら以外の日用品についてはご購入ください)	
おむつ	紙おむつ、尿取りパット、リハビリパンツ	
衣類の洗濯	契約者の特別な衣類以外の日常着の洗濯	
施設備品	ベッド、車椅子(標準型)	

高額介護サービス費で負担上限を超えたサービス費が返ってきます。

介護保険が適用される介護サービスを利用する場合、自己負担割合は1～3割となりますが、その自己負担が高額になった場合に適用されるのが、高額介護サービス費となります。個人や世帯の所得によって決められている月々の負担額上限を超えた分が、介護保険から支給されます。

所得区分	上限額(月額)
現役並み所得者(課税所得 145 万円以上の方)に相当する方がいる世帯の方	44,400 円(世帯)※1
世帯のどなたかだ市民税を課税されている方	44,400 円(世帯)
世帯の全員が市民税を課税されていない方	24,600 円(世帯)
世帯の全員が市民税を課税されていない方のうち ○老齢福祉年金を受給している方 ○前年の「公的年金等収入額」と「その他の合計所得金額 ※3」の合計が年間 80 万円以下の方	24,600 円(世帯) 15,000 円(個人)

※1「世帯」とは、住民基本台帳の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

※2「合計所得金額」とは、税法上の合計所得金額(前年の収入金額から必要経費等に相当する額を差し引いた金額で、税法上の各種所得控除や上場株式等の譲渡損失に係る繰越控除などは行う前の金額)から、土地や建物の売却に係る短期・長期譲渡所得の特別控除額を差し引いた金額をいいます。なお、合計所得金額がマイナスの場合は、0円として計算します。

「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から公的年金等に係る雑所得(公的年金等収入額から公的年金等控除額を差し引いた金額)を差し引いた金額をいいます。